【川越市】認可外保育施設等
償還払い用

請求日　　年　　月　　日

施設等利用費請求書（償還払い用）
【　　年　　月分請求　】

（提出先）川越市長

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 市が当該請求に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること。
- 市が特定子ども・子育て支援の提供状況及び利用料の支払い状況について対象施設に確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	年　月　日
氏名	※振込先は請求者名義の口座に限ります。			現住所	電話：

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

フリガナ		生年月日	年　月　日
氏名		認定番号	
		認定区分	□ 新2号　□ 新3号

3. 利用した認可外保育施設･一時預かり事業･病児保育･子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			

4. 特定子ども･子育て支援利用料の償還払い請求額

施設・事業に支払った金額（特定費用を除く）			支払額合計 (b=a1+a2+a3)	請求額 「ｂ」か「月額上限額」のいずれか低い方の額 【月額上限額】新2号：40,300円 ※3　新3号：45,700円
上記３①に記載した施設・事業の月額利用料(a1) ※1 ※2	上記３②に記載した施設・事業の月額利用料(a2) ※1 ※2	上記３③に記載した施設・事業の月額利用料(a3) ※1 ※2		
円	円	円	円	円

（市記入欄）

円	円	円	円	（上限額）円	円

※1 「施設・事業に支払った金額」を証明するため、利用施設・事業者が発行する「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内容確認書」を添付して下さい。
なお、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※2 認可幼稚園に在籍している場合、その在籍幼稚園の預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数８時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合に限り、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※3 途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通り日割計算されます。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合：　【月額上限額】×　認定終了日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合：　【月額上限額】×　川越市での認定日からの日数÷その月の日数

5. 振込先　※施設等利用給付認定保護者以外の方の口座を指定する場合には、必ず委任状を提出してください。

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座						
銀行・信用金庫	支店	口座番号							
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	※振込先は請求者名義の口座に限ります。						

「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内容確認書」を添付して下さい。